



質問

賛否の記載のない議決権行使書はどのように取り扱えばよいですか。

(相談概要)

総会の開催にあたり、委任状及び議決権行使書を確認していたところ、署名押印はされながら議案について賛否の記載のない議決権行使書がありました。管理組合では、従来より総会出席者の数が少ない状況にあり総会の成立が不安なことから、当該議決権行使書を出席者数に含めた上で、棄権とみなす取り扱いとしたいのですが、問題はありませんか。なお、規約には「書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす」との定めがあります。



回答

議決権行使書に本人の署名押印があるのに賛否の記載がされていないことは、本人の記載漏れということも考えられるため、まず本人に確認を求めるべきです。

確認ができない場合においては、一般的には議決権を書面によって行使する意思があったとはみられないため、無効と解すべきです。

【参考事例】

管理組合関係 → 総会・理事会に関する事項 → 委任状・議決権行使書

賛成・反対の両方に○印がついている、または、両方に○印がついていない議決権行使書は、どのように取り扱えばよいですか。(Q0156)

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。